

年金記録確認滋賀地方第三者委員会  
第1部会（第1回） 議事要旨

1 日 時 平成20年1月9日（水） 9時30分から12時00分

2 場 所 コラボしが 21 3階 ミーティングルーム 1  
（大津市打出浜 2 番 1 号 Tel：077-511-1400）

3 出席者

（委員会第1部会）岩崎委員長（部会長）、川辺委員、中岡委員、盛武委員  
（事務局）藤井事務室長ほか事務室員6名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

（1）事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。

（2）厚生年金に係る事案3件（継続2件、新規1件）、国民年金に係る事案1件（新規1件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

（3）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第2回）は1月16日（水）13時30分から、次々回（第3回）は平成20年1月23日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会  
第2部会（第1回） 議事要旨

1 日 時 平成20年1月10日（木） 9時30分から12時00分

2 場 所 コラボしが 21 3階 ミーティングルーム 1  
（大津市打出浜 2 番 1 号 Tel：077-511-1400）

3 出席者

（委員会第2部会）羽座岡委員（部会長）、物江委員長代理、中川委員、十二里委員  
（事務局）藤井事務室長ほか事務室員7名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

（1）事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。

（2）厚生年金に係る事案3件（継続1件、新規2件）、国民年金に係る事案2件（継続1件、新規1件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

（3）審議の結果、厚生年金事案1件について、年金記録の訂正を不要とするよう決定した。

（4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第2回）は1月17日（木）13時30分から、次々回（第3回）は平成20年1月24日（木）9時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室 ）  
（ 後日修正の可能性あり ）

年金記録確認滋賀地方第三者委員会  
第1部会（第2回） 議事要旨

1 日 時 平成20年1月16日（水） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが 21 3階 ミーティングルーム 1  
（大津市打出浜 2 番 1 号 Tel：077-511-1400）

3 出席者

（委員会第1部会）岩崎委員長（部会長）、中岡委員、盛武委員  
（滋賀行政評価事務所）小室所長  
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員7名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

（1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。

（2）厚生年金に係る事案2件（新規2件）、国民年金に係る事案4件（継続2件、新規2件）の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

（3）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第3回）は1月23日（水）13時30分から、次々回（第4回）は平成20年1月30日（水）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会  
第2部会（第2回） 議事要旨

1 日 時 平成20年1月17日（木） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが 21 3階 ミーティングルーム 1  
(大津市打出浜 2 番 1 号 Tel : 077-511-1400)

3 出席者

(委員会第2部会) 羽座岡委員(部会長)、物江委員長代理、中川委員、十二里委員  
(事務局) 藤井事務室長ほか事務室員6名

4 議 題

- (1) 申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- (2) 申立案件の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 事務局から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。

(2) 厚生年金に係る事案3件(継続2件、新規1件)、国民年金に係る事案4件(新規4件)の審議を行った。

厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。

(3) 次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回(第3回)は1月24日(木)9時30分から、次々回(第4回)は平成20年1月31日(木)13時30分から開催することとなった。

( 文 責 : 事 務 室 )  
( 後日修正の可能性あり )

年金記録確認滋賀地方第三者委員会  
第1部会（第3回） 議事要旨

1 日 時 平成20年1月23日（水） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが 21 3階 ミーティングルーム 1  
（大津市打出浜 2 番 1 号 Tel：077-511-1400）

3 出席者

（委員会第1部会）岩崎委員長（部会長）、川辺委員、中岡委員、盛武委員  
（滋賀行政評価事務所）小室所長  
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員7名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案1件（新規1件）、国民年金に係る事案4件（継続1件、新規3件）の審議を行った。  
厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。  
また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
- （3）審議の結果、国民年金事案1件について、年金記録の訂正を不要とするよう決定した。
- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第4回）は1月30日（水）13時30分から、次々回（第5回）は平成20年2月6日（水）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室 ）  
（ 後日修正の可能性あり ）

年金記録確認滋賀地方第三者委員会  
第2部会（第3回） 議事要旨

1 日 時 平成20年1月24日（木） 9時30分から12時00分

2 場 所 コラボしが 21 3階 ミーティングルーム 1  
（大津市打出浜 2 番 1 号 Tel：077-511-1400）

3 出席者

（委員会第2部会）羽座岡委員（部会長）、物江委員長代理、中川委員、十二里委員  
（滋賀行政評価事務所）小室所長  
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員 7 名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案 2 件（継続 1 件、新規 1 件）、国民年金に係る事案 3 件（継続 1 件、新規 2 件）の審議を行った。  
厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。  
また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
- （3）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第4回）は1月31日（木）13時30分から、次々回（第5回）は平成20年2月5日（火）9時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認滋賀地方第三者委員会  
第1部会（第4回） 議事要旨

1 日 時 平成20年1月30日（水） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが 21 3階 ミーティングルーム 1  
（大津市打出浜 2 番 1 号 Tel：077-511-1400）

3 出席者

（委員会第1部会）岩崎委員長（部会長）、川辺委員、中岡委員、盛武委員  
（滋賀行政評価事務所）小室所長  
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員7名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案1件（新規1件）、国民年金に係る事案6件（継続5件、新規1件）の審議を行った。  
厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。  
また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
- （3）審議の結果、国民年金事案について、2件の申立てを認め、あっせん案を審議・決定した。
- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第5回）は2月6日（水）13時30分から、次々回（第6回）は平成20年2月13日（水）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室 ）  
（ 後日修正の可能性あり ）

年金記録確認滋賀地方第三者委員会  
第2部会（第4回） 議事要旨

1 日 時 平成20年1月31日（木） 13時30分から16時00分

2 場 所 コラボしが 21 3階 ミーティングルーム 1  
（大津市打出浜 2 番 1 号 Tel：077-511-1400）

3 出席者

（委員会第2部会）羽座岡委員（部会長）、物江委員長代理、中川委員、十二里委員  
（滋賀行政評価事務所）小室所長  
（事務室）藤井事務室長ほか事務室員6名

4 議 題

- （1）申立事案の受付件数及び当委員会への転送件数
- （2）申立案件の審議
- （3）その他

5 会議経過

- （1）事務室から申立事案の受付状況及び当委員会への転送状況の説明があった。
- （2）厚生年金に係る事案4件（継続1件、新規3件）、国民年金に係る事案7件（継続3件、新規4件）の審議を行った。  
厚生年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、保険料控除の有無や事業者が適切な届出を行っているか等を総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。  
また、国民年金事案の審議に当たっては、各申立事案について、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるか等について議論が行われた。
- （3）審議の結果、厚生年金事案1件、国民年金事案2件について、年金記録の訂正を不要とするよう決定した。
- （4）次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされ、次回（第5回）は2月5日（火）9時30分から、次々回（第6回）は平成20年2月14日（木）13時30分から開催することとなった。

（ 文 責 ： 事 務 室 ）  
（ 後 日 修 正 の 可 能 性 有 り ）